

令和7年度第1回理事会（定例理事会）議事録

1 開催日時 令和7年6月3日（火）午前10時52分～午前11時29分

2 開催場所 西日本総合展示場新館3F 303・304会議室

3 出席者 理事総数9名

出席理事7名（理事長を含む）

専務理事 近藤 晃

理 事 田中 亮一郎 理 事 安部 高子

理 事 今崎 正明 理 事 廣瀬 香

理 事 関 宣昭

監事総数2名

出席監事2名

監 事 中村 彰雄 監 事 羽田野 隆士

4 議 長 理事長 津田 純嗣

5 決議事項

第1号議案 「令和6年度事業報告（案）及び決算報告（案）」について

第2号議案 「重要な職員の任免（案）」について

第3号議案 「処務規程の改正（案）」について

第4号議案 「経理規程の改正（案）」について

第5号議案 「令和7年度第1回評議員会（臨時評議員会）並びに第2回評議員会（臨時評議員会）の招集」について

第6号議案 「令和7年度第3回評議員会の招集（案）」について

第7号議案 「福岡県への報告・申請に係る事項」について

6 報告事項

「職務執行状況の報告」について

7 その他事項

「代表理事及び専務理事（業務執行理事）等の選定に伴う令和7年度第2回理事会を決議の省略で行う件」について

8 議事の経過の要領及びその結果

午前10時52分に理事長が議長席に着き開会を宣し、本理事会は、定款37条第1項の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、次の議案の審議に入った。

【決議事項】

（1）第1号議案「令和6年度事業報告（案）及び決算報告（案）」について

津田理事長： それでは、第1号議案につきまして、業務執行理事の近藤専務理事よりご説明をお願いします。

近藤専務理事： それでは、第1号議案「令和6年度事業報告（案）及び決算報告（案）」について、ご説明申し上げます。

まず、令和6年度の主な事業実績として、来場者数・コンベンション誘致件数・施設稼働率は、指定管理期間中に市と当協会が掲げております目標数値をいずれもクリアさせていただきましたのでご報告させていただきます。

当協会は大きく4つの事業がございまして、1つ目が貸館営業です。



本館、新館、会議場それぞれの施設について、本館につきましては、件数・稼働日数・稼働率・入場者数いずれの指標も令和6年度が令和5年度を上回る数値となっております。

新館と会議場につきましては、件数でやや減少するものの、他の3つの指標につきましては、世界水泳が福岡市で開催された関係で過去最高収益を上げた令和5年度と同水準の数値となっており、全体として、令和5年度に迫る高い利用実績を上げたものと考えております。

この大きな要因としては、2週間にわたり本館・新館全館利用した「バレーボールネーションズリーグ」、同じく本館・新館全館利用した「西日本釣り博」、「トミカ博」といった夏のにぎわいイベントなどが大きく貢献したものと考えております。

また、貸館では新規案件新規45件、復活案件10件、優里やNiziuなどの人気アーティストのコンサートが6件開催されました。これらの成果は、営業スタッフの営業努力が表れていると思っています。

2つ目はMICE誘致についてです。

つい最近、ICCA（国際会議協会）から国際会議統計が発表され、全国都市別ランキングで、北九州市は過去最高の6位にランクインしました。

国内各都市で誘致競争が激化する中で、の好成果ということになりますが、北九州市の上位には、東京、京都、大阪、札幌、福岡と並んでおりまして、北九州市の後には名古屋、横浜、仙台という都市が続いております。いかに北九州市がいい成績を出したかというのがここに表れていると思います。

続きまして、首都圏ネットワークの交流会も、例年どおり今年の1月に開催させていただきました。また、政府観光局主催の韓国、タイ、マレーシアの各商談会に参加をさせていただいて、営業に努めてまいりました。

また、観光庁の公募事業として3件の補助採択をいただきました。これは、当協会が補助採択を受けて主催者をバックアップするという取り組みです。補助申請の場面で、当協会誘致部の方で主催者を懸命にサポートした結果、採択に繋がりました。

これらMICE誘致の結果として、経済波及効果は91億8,400万円と試算されております。

次に、MICE開催件数について、ご注目いただきたいのは、「国際会議」の区分でございます。開催件数・参加人数とも令和5年度を大きく上回る結果となり、これは先ほど申し上げた全国都市別ランキング6位の裏付けとなるような数字となっております。「全国規模」・「その他」区分を合わせた合計は、令和5年度に比べて参加人数がやや減少しておりますが、合計開催件数は大きく増加しております。

当協会事業の3つ目が、展示会等の主催事業であります。

展示会は大きく2つあり、「課題解決 EXPO」「西日本陶磁器フェスタ」です。「課題解決 EXPO」につきましては、昨年7月に開催し、1.7万人にご来場いただきました。また、特記事項として、韓国釜山のBexco、あるいは仁川のConvensiAという、当協会と同様の現地コンベンションビューローとの交流を再開させていただいています。



これら展示会による市への経済波及効果は11億9,300万円と推計しております。

また、私どもは展示会以外の主催イベントも行っております。泡盛ナイトや将棋、手芸、俳句大会のイベントをしっかりと開催させていただきました。

4つ目の事業は観光事業でございます。

私どもの協会では、令和6年度から理事の皆様の御了解をいただきながら、観光事業を自主事業として立ち上げることに取り組んでまいりました。この取り組みにあたっては、観光インバウンド担当の事業調整官のポストを設けて取り組んできたところでございます。具体的な事業内容は、「観光客誘客（インバウンド）」、「旅行事業」の両輪となっております。

「観光客誘客（インバウンド）」は、「2024 台湾国際旅行博」、あるいは「福岡県観光セミナー」に私どもスタッフが観光PRブースを出展しまして、商談会に参加し、団体客誘客のエージェントセールスを行いました。その主な成果として、福岡と東京のランドオペレーターと連携し、台湾企業のインセンティブツアーを誘致しております。昨年10月に500人を誘客し、催行は令和7年度ではありますが、4月・6月で1,200人のインバウンド観光客及び、5月のゴルフツアー、7月にはサッカーキャンプを予定しております。

個人客誘客につきましては、昨年3月の理事会でご紹介いたしました福岡地区で外国人観光客向けに10万部無料配布されております「NOW MAP」の2025年冬・春号に北九州市の観光PR等を掲載いたしました。そして、この「NOW MAP」事業を契機として、広告欄の協賛に賛同いただきました、JR九州、あるいはジアウトレット北九州、ソラランド平尾台などと非常に緊密な意見交換を行ったところです。今後も定期的にこうした観光事業者と意見交換を行い、小倉城DMO・関門DMOも含めて連携をしていく体制を今からつくっていきこうとスタートしております。今月も意見交換会を開催する予定です。

次に「旅行事業」であります。まずは、昨年11月にモニターツアーを実施いたしました。これは観光関係の行政、民間の専門家の皆さんに実際にこのツアー旅行商品を体験いただき、いろいろな意見をいただいたというところでございます。令和6年度の旅行商品の造成実績は5点となっており、今後もどんどん広げていきたいと思っております。そして、旅行手配業務につきましても、お客さまのオーダーに応えながら、適宜適切に手配をしてまいりました。

施設運営等につきましては、産業観光センターをはじめ、観光案内所、おみやげ館、小倉駅JAM広場など、引き続きしっかりと管理運営に努めてまいりました。

人材育成につきましては、観光ボランティアガイドを利用された観光客の皆様は昨年度1万5,441人でした。そして、同ボランティアの養成のため、北九州観光市民大学を引き続き開講させていただきました。

以上が令和6年度の事業報告でございます。

続きまして、令和6年度決算（案）についてご説明いたします。

まず、正味財産増減状況について、令和6年度の一般正味財産経常収益につきましては13億6,294万円です。令和5年度との比較では3,073万円減少しています。主な要因といたしましては、事業収益が令和5年度決算に対し



て2,778万円減少しております。これは先ほども説明で触れましたが、令和5年度の福岡市で開催された世界水泳の影響等で、令和5年度に限り本市で開催された西日本食品産業創造展等の大規模イベントが、令和6年度には開催されなかったことによるものでございます。

続いて、一般正味財産経常費用は、12億3,644万円です。令和5年度の比較では1,262万円増加しています。増加の要因としては、事業費12億2,228万円が昨年度比で1,018万円増加しており、主に光熱水費あるいは委託人件費等の物価高騰によるものです。

経常収益から経常費用を差し引いた税引前の一般正味財産経常増減額は1億2,650万円。その後、法人税地方税を差し引いた当期一般正味財産増減額は、1億273万円の収支黒字でございました。過去最高収益だった令和5年度決算との比較では、2,409万円の減収ではありますが、先ほど来申し上げておりますとおり、世界水泳の影響を考えますれば、令和6年度は令和5年度に迫る大変良い収益となったのではないかと考えております。

続きまして、資産の状況でありますけれども、令和6年度決算の資産の部42億7,990万円から、負債の部4億2,988万円を差し引きました当協会の純資産を表す正味財産につきましては、38億5,002万円となり、令和5年度決算との比較では7,949万円の増加しております。

また、流動資産から流動負債を差し引きました当協会の事業活動を継続するための運転資金を表す次期繰越額は、8億9,749万ということで、資産につきましても流動資産につきましても、前年度から積み増しとなり、財務の健全性を依然として維持しております。

なお、決算報告の詳細につきましては、別添2の令和6年度決算報告書(案)をご覧くださいければと思います。

以上をもちまして、令和6年度決算報告の説明を終了いたします。

津田理事長： ありがとうございます。引き続きまして監査報告をお願いします。

監査報告につきましては、羽田野監事よりお願いします。

羽田野監事： 当協会理事の職務の執行について監査を行いましたので報告いたします。

まず、事業報告及びその附属明細書については、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

次に、理事の職務の執行に関する不正の行為または法令等に違反する重大な事実も認められません。

また、内部統制システムの整備に関する職務の執行につきましても相当であるものと認めます。

最後に、計算書類等については、当協会の財産及び損益の状況を、すべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上で報告を終わります。

津田理事長： ありがとうございます。それでは、ただいま説明いただきました第1号議案「令和6年度事業報告(案)及び決算報告(案)」につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

出席理事：(特になし)

その後、本議案の賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。



(2) 第2号議案「重要な職員の任免(案)」について

津田理事長： 第2号議案「重要な職員の任免(案)」につきまして事務局から説明をお願いします。

橋本総務部長： 第2号議案「重要な職員の任免(案)」についてご説明いたします。

定款44条第3項に事務局長、部長等の重要な職員は、理事会の承認を得て任命するとあります。

令和7年4月1日付の人事異動に伴い、浮田観光担当事業調整官が事業調整官になること、橋本総務部長が観光事業部長を兼務し、営業課長事務取扱を免ずること、内田観光事業担当参事が総務部営業推進担当参事になること、高崎事業部長の事業課長事務取扱を免ずることへのご承認をいただきたいと思います。

津田理事長： ありがとうございます。今説明いただきました第2号議案について、みなさまからご意見・ご質問ありましたらお願いします。

出席理事：(特になし)

その後、本議案の賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(3) 第3号議案「処務規程の改正(案)」について

津田理事長： 第3号議案「処務規程の改正(案)」につきまして事務局から説明をお願いします。

橋本総務部長： 第3号議案「処務規程の改正(案)」についてご説明いたします。

理事会運営規則により、組織及び人事に関する事項に関する規程の変更については、理事会の承認を得る必要がございます。

令和7年度の新体制に伴う組織名称及び事務内容に伴う処務規程の改正を行うものです。主には、総務部内にあった企画調整課を総務課に機能統合すること、観光事業部内にあった総務企画課と観光振興課を統廃合することにより、新たに観光事業課を新設することです。別添4の処務規程新旧対照表を後ほどご確認ください。

津田理事長： ありがとうございます。今説明いただきました第3号議案について、みなさまからご意見・ご質問ありましたらよろしくお願いします。

出席理事：(特になし)

その後、本議案の賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(4) 第4号議案「経理規程の改正(案)」について

津田理事長： 第4号議案「経理規程の改正(案)」につきまして事務局から説明をお願いします。

橋本総務部長： 第4号議案「経理規程の改正(案)」についてご説明いたします。

理事会運営規則により、その他の法令及び定款に定める事項に係る規程の変更については、理事会の承認を得る必要がございます。

工事発注時の費用執行について、市の規程を準用する旨を経理規程に追加するものでございます。

津田理事長： ありがとうございます。今説明いただきました第4号議案について、みなさまからご意見・ご質問ありましたらよろしくお願いします。

出席理事：(特になし)

その後、本議案の賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。



(5) 第5号議案「令和7年度第1回評議員会（臨時評議員会）並びに第2回評議員会（臨時評議員会）の招集」について

津田理事長： 第5号議案「令和7年度第1回評議員会（臨時評議員会）並びに第2回評議員会（臨時評議員会）の招集」につきまして事務局から説明をお願いします。

橋本総務部長： 第5号議案「令和7年度第1回評議員会（臨時評議員会）並びに第2回評議員会（臨時評議員会）の招集」についてご説明いたします。

本来、評議員会は理事会の決議を経て、理事長が招集することになっておりますが、理事会運営規則第10条の2項により、『緊急の処理を要するため理事会に付議できないときには、理事会の決議を経ないで業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、理事長は次の理事会に付議し、承認を得なければならない。』とあります。

つきましては、令和7年4月25日に人事異動に伴う評議員2名、理事1名、監事1名の選任を行うために、第1回評議員会を书面決議、令和7年5月22日に同じく人事異動に伴う評議員1名の選任を行うために第2回評議員会を书面決議で行いましたので、今回の理事会で評議員の招集にかかる事後の決議を経るものでございます。

津田理事長： ありがとうございました。今説明いただきました第5号議案について、みなさまからご意見・ご質問ありましたらよろしくお願いします。

出席理事：（特になし）

その後、本議案の賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(6) 第6号議案「令和7年度第3回評議員会の招集（案）」について

津田理事長： 第6号議案「令和7年度第3回評議員会の招集（案）」につきまして事務局から説明をお願いします。

橋本総務部長： 第6号議案「令和7年度第3回評議員会の招集（案）」についてご説明いたします。

定款第17条第1項により、貸借対照表及び正味財産増減計算書は、評議員会の決議を受けなければならないとあります。また、定款第19条第1項に評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集するとあります。

令和7年6月18日水曜日11時から、北九州国際会議場11会議室において評議員会を開催するため、評議員を招集させていただきたいと思っております。

津田理事長： ありがとうございました。今説明いただきました第6号議案について、みなさまからご意見・ご質問ありましたらよろしくお願いします。

出席理事：（特になし）

その後、本議案の賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(7) 第7号議案「福岡県への報告・申請に係る事項」について

津田理事長： 第7号議案「福岡県への報告・申請に係る事項」につきまして事務局から説明をお願いします。

橋本総務部長： 第7号議案「福岡県への報告・申請に係る事項」についてご説明します。

公益財団法人は、事業年度終了後3か月以内に行政庁に事業報告等の提出が義務付けられております。定時報告資料の作成及び提出を円滑に行うため



に、記載様式及び内容の軽微な修正変更が生じた場合には、理事長一任として対応させていただくことへのご承認をいただきたいと思います。

津田理事長： ありがとうございます。今説明いただきました第7号議案について、みなさまからご意見・ご質問ありましたらよろしくお願いします。

出席理事：(特になし)

その後、本議案の賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

【報告事項】「職務執行状況の報告」について

津田理事長： 報告事項として、当協会経営に係る職務執行状況につきましてご報告します。報告につきましては、業務執行理事の近藤専務理事よりお願いします。

近藤専務理事： 業務執行理事の職務の状況につきまして報告いたします。

まず、協会運営の概要でございますけれども、これまでもご紹介しましたが、各種の取り組みにより、令和6年度の来場者数、コンベンション誘致件数、施設稼働率はそれぞれの事業目標値を達成しております。目標値については、資料に記載のとおりです。主な要因につきましても、先ほどご紹介申し上げましたとおり、バレーボールネーションズリーグや海外アーティストのコンサートなどにより、過去最高収益を記録した後年度に迫る収益を達成したということで考えております。

次に、重要事項についてです。まず1つ目が、指定管理者選定でございます。

市が所有をしております北九州国際展示場と北九州国際会議場につきまして、市の審査会の審査などを経まして、協会が令和7年度から3年間の指定管理者として選定され、4月から運用を開始したところです。

次に、政策連携団体としての再定義に向けた調整です。これは市と外郭団体の関係につきまして、市の方で外郭団体のあり方検討という形で、昨年来、検討を続けてきたものでございます。

その結果、これまで外郭団体に対し市が行ってきた管理型の指導調整を転換し、公民連携パートナーとしての政策連携団体へとその位置づけが今年の4月から変更されました。

これは結構大きな話でございます。市と協会の関係が、いわゆる上と下の関係から水平型の連携関係へ改革が行われたわけです。最も象徴的な例としては、これまで当協会が固有職員を採用しようとするれば、市の外郭団体総合調整委員会にかけられ、総合調整という形で、結果として長年にわたり職員の採用がストップされてきました。今後は、この外郭団体総合調整委員会が廃止されたことにより、固有職員の採用については協会の経営判断で行えるようになり、市に対しては所管局などへの報告事項とされたところでございます。

今後は、それだけ協会自身の判断というのが重たくなるということであり、市との関係性や当協会の役割の再定義といった各種調整が、市と当協会で開催されるということになっております。

最後に、理事会及び評議員会は、資料のとおり開催をさせていただきました。以上で職務執行状況報告を終わります。

その後、全員異議なくこれを了承した。



【その他事項】「代表理事及び専務理事（業務執行理事）等の選定に伴う令和 7 年度第 2 回理事会を決議の省略で行う件」について

津田理事長： その他事項としまして、最後に事務局からお願いします。

橋本総務部長： その他の事項としまして「代表理事及び専務理事（業務執行理事）の選定に伴う令和 7 年度第 2 回理事会を決議の省略で行う件」についてご説明いたします。定款第 29 条第 1 項、第 2 項により、理事・監事の任期は 6 月の定時評議員会終結の時までであり、再任を妨げないものとなっておりますので、引き続き再任手続きをお願いするものです。

前述のとおり、現理事及び監事の任期は令和 7 年 6 月 18 日までとなります。令和 7 年度第 3 回評議員会におきまして、理事、監事の再任及び選任が行われた後、当日速やかに令和 7 年度第 2 回理事会を書面理事会で開催することにより、理事長及び専務理事等の選定を行うためでございます。

以上をもって議事の報告を終了したので、議長は午前 11 時 29 分に閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、理事長及び出席監事が記名押印する。

令和 7 年 6 月 3 日

公益財団法人北九州観光コンベンション協会

議長 理事長 津 田 純 嗣

監 事 中 村 彰 雄

監 事 羽田野 隆 士

